

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 六六
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 六六
- 県道の路線を変更する件 六六
- 道路の区域を決定する件 六六
- 道路の区域を変更する件五件 六六
- 道路の供用を開始する件二件 六六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 六六
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 六六

告 示

福島県告示第八百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

福島県知事 内堀雅雄

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百一十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
意見なし。

福島県知事 内堀雅雄

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
南相馬市原町区下渋佐字赤沼二八五の一・二八五の四・二八五の六（以上三筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第八百一十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

整理番号	旧新別	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地

〇一七	新	旧
線	県道郡山停車場線	県道郡山停車場線
	郡山停車場 一般国道四号交点 (郡山市大町)	郡山停車場 一般国道四号交点 (須賀川市滑川)

(道路計画課)

福島県告示第八百十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山停車場線	郡山市駅前二丁目六六番地先から須賀川市滑川字十貫内二番九地先まで	一七・四〇 八九・一	七、二三六・五

(道路計画課)

福島県告示第八百十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
		変更後		

一般国道 三四九号	変更前	の別	(メートル)
二本松市針道字下幕ノ内一番三地从から同 市針道字下幕ノ内八番四地先まで	変更後		(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第八百十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	郡山市富久山町久保田字上野四五番一七地先から同 市富久山町久保田字上野四五番四地先まで	変更前	一一・九〇 三三・一	一六・九
		変更後	七・二〇 六〇・三	三、八八四・二

(道路計画課)

福島県告示第八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 大越線	郡山市若葉町二七二番 地先から	変更前	一八・〇〇	一三三・〇〇
	同 市大町二丁目七〇 番三地先まで	変更後	二一・四	七八七・三
	郡山市大町一丁目三四 二番地先から	変更後	一三・九〇	
	同 市大町二丁目七〇 番三地先まで		六八・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道荒井 郡山線	郡山市赤木町四五番五 地先から	変更前	六・七〇	三八・四
	同 市赤木町五〇番一 地先まで	変更後	一一・〇	

郡山市富久山町久保田 字水神山一二番四地先 から	変更後	一五・二〇	一、一五〇・三
同 市赤木町五〇番一 地先まで		五三・七	

(道路計画課)

福島県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道甲塚 古墳線	いわき市平山崎字悪戸 三七番一地先から	変更前	九・九〇	六九八・四
	同 市平南白土字岡 ノ内六五番地先まで	変更後	一一・四〇	六九八・四

(道路計画課)

福島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八八号	田村市船引町春山字赤間田三二番	平成二十七年十一月二五

一地先から 同 市船引町船引字花木内六八番 一地先まで	日
-----------------------------------	---

(道路計画課)

福島県告示第八百二十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山停車場線	郡山市駅前二丁目六六番地先から 須賀川市滑川字十貫内二番九地先 まで	平成二十七年二月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第八百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
院内沢	会津若松市東山町大字石山寺院内	土石流	次の図のとおり
唐沢	同 市東山町大字湯本字上原	土石流	

湯本沢	同 市東山町大字湯本字上湯本	土石流
上湯本沢	同 市東山町大字湯本字上湯本	土石流
入小野沢	同 市大戸町大字高川甲	土石流
小谷原沢2号	同 市大戸町小谷原	土石流
小谷沢	同 市大戸町小谷原	土石流
浦沢	河沼郡会津坂下町大字気多宮字宮ノ内	土石流
坊ヶ沢	大沼郡会津美里町雀林字二番山下	土石流
芦沢	同 郡同 町八木沢字谷地	土石流
八木沢沢	同 郡同 町八木沢字吉原	土石流
芦ヶ沢	同 郡同 町八木沢字的場	土石流
文田沢	同 郡同 町八木沢字福泉寺	土石流
寺沢	同 郡同 町八木沢字西田	土石流
松沢	同 郡同 町松沢字笹沢	土石流
不動前沢	同 郡同 町旭市川字不動前甲	土石流
市野沢2号	同 郡同 町旭市川字市野	土石流
市野沢3号	同 郡同 町旭市川字市野	土石流

撫木道	同	市山都町一ノ木字沢口乙	急傾斜地の崩壊
寺ノ前	同 甲	市山都町小舟寺字寺ノ前	急傾斜地の崩壊
栗山	同	市山都町早稲谷字栗山	急傾斜地の崩壊
沢口	同 り甲	市山都町一ノ木字沢口廻	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

公 告

公告第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十七年十一月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
 母畑地区土地改良区
 就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 古森 博美 白河市東上野出島字反町七四番地

(農村計画課)